

ヘルシンキ日本語補習学校 運営内規

目的： ヘルシンキ日本語学校運営会会則 第4章に定められた運営委員会が、日本語補習学校の運営を実施するに当たり、各種実務に必要な規則を、必要時に適宜明文化して定めること。

なお、運営内規の運用方法（追加、変更、廃止）は、2011年度年次総会（2012年3月3日）にて議決・承認済み。

内規の追加、変更、廃止（2012年3月3日）

- 運営内規の追加、変更、廃止は、運営委員会で討議・議決を行う。

予算執行（2011年9月24日）

- 実際の支出額が当初予算額を超える見通しの場合は、別記の項目を除いて、事前承認が必要。
- 超過見通し額が50EUR以下、または予算総額の10%以下の場合は、運営委員長が承認。
- 上記を超える場合は、運営委員会での承認。
- 事前承認を省略できる項目
 - 講師謝金、校舎借用料、校舎管理費、教材費、保護者負担・ドリル代、保険代（契約内容の変更がない場合、人数変更のみの場合）、銀行手数料、コピー機メンテナンス費、コピー用紙代、印刷費

運営委員の選任（2011年9月24日）

- 副委員長と書記の兼任はできない。
 - 会則より、運営委員長に代わって、副委員長が書記との連名で補習校名による署名ができるため
- 大使館関係者本人は、予算・会計を執行する立場にある委員長および会計には就任できない。
 - 大使館からは政府補助金などを受けている

任期中の運営委員交代（2011年9月24日、2013年1月26日補欠廃止に伴う改訂）

- 運営委員長が欠員となる場合は、副委員長から後任を選出する。
- 副委員長または書記が欠員となる場合は、運営委員から後任を選出（兼任を含む）する。
- 上記三役以外の運営委員の欠員が生じ、この任務を他の運営委員の兼任で補充できない場合は、委員会による推薦者または立候補者を掲示板およびメールにて全保護者向けに公示し、2週間以内に過半数の反対がない場合（過半数の賛成がある、ではない）は、これを承認されたものとする。
- 過半数の反対があった場合は、立候補者募集を経て、1ヶ月以内に臨時総会を開催して決定する。

休学の定義（2006年4月8日 運営委員会議事録より）

- 休学は最短1学期、最長1年とし、1ヶ月単位の対応はしないことにする。
- 1年を超える休学者は、転出（原文は退校）という形を取る。
- しかし、学校に復学したいという生徒は入学金免除などの措置をとる。
- 休学は退学ではないので、教科書やドリルなどの必要なものは配布・または購入してもらう。

転入・転出、休学・復学の定義（2014年9月13日採決 2014年度第4回運営委員会議事録より）

- 再転入と復学どちらの場合も入学金と同額を請求する。（第5回運営委員会議事録参照）
- 転出に関しても転入と同様に、月途中の転出は日割り計算で20€で計算し請求する。
- 転出月2回までの出席の場合は日割り計算で、3回以上出席の場合は通常授業料になる。

転入・転出、休学・復学の定義（2014年10月11日採決 2014年度第5回運営委員会議事録より）

- 転出・休学時、各学期請求の前月末までに届けがあった場合には月割りで計算。転入・転出時に限り日額特例あり。（「転入／転出・休学／復学のルール_2014」を参照）
- 再転入と復学どちらの場合も入学金と同額を請求する。ただし、休学に関しては、少なくとも一ヶ月以上は登校が無理であるという医師の診断書がある場合のみ入学金相当額の支払いを免除する。
- 一年間に復学できる回数は最大二回までとする。

転入・転出、休学・復学の定義(2015年3月14日採決 2014 年度第10回運営委員会議事録より)

- 転入/転出・休学/復学は各届を提出して初めて開始されるものとする。
- 転出月の前々月の末月までに転出届が提出された場合は最終月の授業料を日割り計算とする。（会計上の都合により上記の10月採決を改定。）
- 転出及び復学には開始時期や最低期間を設定しない。ただし、新規転入については、学期単位以上のみ受付とする。
- 転入は基本的に転入生の保護者と講師の合意によって決定する。双方で合意が取れない場合は運営委員会が仲介する。
- 1年間に復学は2回までとなっているが、1年間とは届出に記入する日付より開始する。
- 転入・復学生徒の教科書手配は、基本的に自己手配とする。
- 復学時も体験入学を認める場合がある。
- 短期復学と短期再転入の場合も届出が予め提出されている場合、日割り計算を認める。
- 転出届が前々月の末日に提出されていない場合、日割り計算は適用せず、1ヶ月分の授業料を請求する。

* 詳しくは「転入／転出・休学／復学のルール_2014」を参照。

【総会決議事項】

入学金定義変更（2015年3月7日、2014年度年次総会にて承認）

2014年度までの入学金は固定で50€（授業料に近い金額）だったが、現地の法律に沿った給与形態への移行に伴い、国語の授業料が2014年度より55€に値上げされ、今後もなんらかの変更が予想される為、次年度より入学金は授業料と同額とすることが年次総会にて承認された。

総会運営の手続き（2015年9月12日採決 2015年度第4回運営委員会議事録より）

- 任期中の運営委員交代（2011年9月24日、2013年1月26日補欠廃止に伴う改訂）の廃止を決定した。一昨年改定された会則と矛盾するため。以下の手続きが廃止された。
 - 運営委員長が欠員となる場合は、副委員長から後任を選出する。
 - 副委員長または書記が欠員となる場合は、運営委員から後任を選出（兼任を含む）する。
 - 上記三役以外の運営委員の欠員が生じ、この任務を他の運営委員の兼任で補充できない場合は、委員会による推薦者または立候補者を掲示板およびメールにて全保護者向けに公示し、2週間以内に過半数の反対がない場合（過半数の賛成がある、ではない）は、これを承認されたものとする。
 - 過半数の反対があった場合は、立候補者募集を経て、1ヶ月以内に臨時総会を開催して決定する。

年次総会時の委任状の無効（2015年9月12日採決 2015年度第4回運営委員会議事録より）

総会については委任状は団体法に違反するため無効。委任状を有効にするにはそれについて総会で決議して会則に反映させる必要がある。

- 団体法 Yhdistyslaki
<http://www.finlex.fi/fi/laki/ajantasa/1989/19890503>
25 §
Jäsenen äänioikeus
Jollei säännöissä ole toisin määrätty, jokaisella 15 vuotta täyttäneellä jäsenellä on äänioikeus ja jokaisella äänioikeutetulla yksi ääni. Yksityinen henkilö ei voi käyttää äänioikeuttaan asiamiehen välityksellä, ellei säännöissä ole niin määrätty.
- 参考邦訳 2013年度の運営委員会が、翻訳者に発注して作成したもの。
第25節
会員の議決権
会則に別途記載のない限り、すべての15歳に達した会員は議決権を持ち、議決権を持つすべての者が1票を持つ。会則に定められていない限り、個人は代理人の仲介による議決権行使はできない

転入・転出、休学・復学の定義(2017年3月11日採決 2016年度第11回運営委員会議事録より)

- 休学中は保護者のメールリストからも外すため補習校からのメールは受け取れない
- 休学中に学年が変わる(3月・4月をまたぐ)場合でも委員会から復学の意思確認は行わない
- 休学期限の一年を迎える前にもみ届出委員より意思確認を行う
- 休学中はマスター名簿の休学・転出者のページに個人情報に移す
- 休学は残すが、日割りを無くす
- 転入、転出、休学、復学の新规定を委員長が4月1日の保護者会で発表
(4/1以降の入学者のみ対象)

* 詳しくは「転入／転出・休学／復学のルール_2017」を参照。